

瀬戸市児童発達支援センターに関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第12号

瀬戸市児童発達支援センターに関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市児童発達支援センターに関する条例施行規則（平成29年瀬戸市規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員及び職務権限) 第3条 条例第3条に規定する瀬戸市のぞみ学園 (以下「のぞみ学園」という。)に条例第7条 に規定する職員として、園長、児童発達支援管 理責任者、 <u>保育士及び児童指導員</u> 、法令に定め る職員その他必要な職員を置く。	(職員及び職務権限) 第3条 条例第3条に規定する瀬戸市のぞみ学園 (以下「のぞみ学園」という。)に条例第7条 に規定する職員として、園長、児童発達支援管 理責任者、法令に定める職員その他必要な職員 を置く。
2 <省略> (通園)	2 <省略> (通園)
第13条 <省略> 2 入園児童が、通園バスにより通園するときは、 <u>保育士資格を有する職員又は児童指導員</u> が 同乗し、必要な監護及び指導を行うものとする。	第13条 <省略> 2 入園児童が、通園バスにより通園するときは、 <u>保育士又は児童指導員</u> が同乗し、必要な監 護及び指導を行うものとする。
3 <省略> (指導の内容)	3 <省略> (指導の内容)
第14条 児童発達支援事業における指導の内容 は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等	第14条 児童発達支援事業における指導の内容 は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等

<p>の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。第17条において「<u>基準省令</u>」という。）第27条の規定による児童発達支援計画に基づき、入園児童の特性に応じ、入園児童が健全な社会生活を営むことができるように、生活指導等の各般の指導を通じて集団的及び個別的に行うものとする。</p> <p>（保健衛生）</p> <p>第17条 園長は、入園児童及び職員に対して、<u>基準省令第33条</u>に定める健康診断等を行わなければならない。</p> <p>（職員及び職務権限）</p> <p>第22条 条例第3条に規定する瀬戸市発達支援室（以下「発達支援室」という。）に条例第7条に規定する職員として、室長、<u>児童発達支援管理責任者、法令に定める職員</u>その他必要な職員を置く。</p> <p>2 <省略></p>	<p>の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第27条の規定による児童発達支援計画に基づき、入園児童の特性に応じ、入園児童が健全な社会生活を営むことができるように、生活指導等の各般の指導を通じて集団的及び個別的に行うものとする。</p> <p>（保健衛生）</p> <p>第17条 園長は、入園児童及び職員に対して、<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条</u>に定める健康診断等を行わなければならない。</p> <p>（職員及び職務権限）</p> <p>第22条 条例第3条に規定する瀬戸市発達支援室（以下「発達支援室」という。）に条例第7条に規定する職員として、室長<u>その他の職員</u>を置く。</p> <p>2 <省略></p>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。